群馬県	アクエル前橋貸し会議室 前橋市表町二の三十の八　アクエル前橋二階
埼玉県	さいたま共済会館 さいたま市浦和区岸町七の五の十四
千葉県	千葉県消費者センター 船橋市高瀬町六十六の十八
東京都	ワイム貸会議室高田馬場 新宿区高田馬場一の二十九の九　ＴＤビル
新潟県	新潟テルサ 新潟市中央区鐘木百八十五の十八
福井県	福井商工会議所ビル 福井市西木田二の八の一
岐阜県	岐阜市文化センター 岐阜市金町五の七の二
静岡県	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」 静岡市駿河区馬渕一の十七の一
京都府	京都ＪＡビル 京都市南区東九条西山王町一
和歌山県	和歌山県ＪＡビル 和歌山市美園町五の一の一
広島県	ＲＣＣ文化センター 広島市中区橋本町五の十一
香川県	香川県教育会館ミューズホール 高松市西宝町二の六の四十
福岡県	Ａ．Ｒ．Ｋビル貸会議室 福岡市博多区博多駅東二の十七の五
熊本県	くまもと県民交流館パレア 熊本市中央区手取本町八の九
大分県	大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」 大分市東春日町一の一　ＮＳ大分ビル
沖縄県	沖縄産業支援センター 那覇市字小禄千八百三十一の一

（注）　試験場所は、受験申込みの状況等により、同一地域内の別会場に変更となる場合がある。

（二）　第二次試験

試験地	試験場所
宮城県	東京エレクトロンホール宮城 仙台市青葉区国分町三の三の七
神奈川県	川崎市産業振興会館 川崎市幸区堀川町六十六の二十
愛知県	ウインクあいち 名古屋市中村区名駅四の四の三十八
大阪府	新大阪丸ビル新館 大阪市東淀川区東中島一の十八の二十七
福岡県	八重洲博多ビル 福岡市博多区博多駅東二の十八の三十

（注）　試験場所は、受験申込みの状況等により、同一地域内の別会場に変更となる場合がある。

五　受験申込みの受付期間　令和八年六月十五日（月）から。郵送による申込みの場合は同年七月二十七日（月）、オンラインによる申込みの場合は同年七月三十一日（金）まで。なお、郵送による申込みの場合は、同日の消印があるものまで有効とする。

六　試験の実施に関する業務を行う者　この試験は、消費者安全法第十一条の十一第一項の規定に基づき登録試験機関として登録された次の者が行うものとする。

独立行政法人国民生活センター　東京都港区高輪三の十三の二十二

七　受験手続　受験の手続は、次のとおりとする。

（一）　試験を受けようとする者は、郵送又はウェブサイトを通じ、受験申込書を提出すること。

（二）　受験申込書には、写真（受験申込書の提出の日前六月以内に、帽子を付けず無背景で撮影した正面上身像のもので、裏面に氏名を記載したもの。大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートル）及び受験手数料払込票を受験申込書の所定欄に貼付し、郵送すること。写真及び受験手数料払込票をウェブサイトを通じて提出する場合は、所定箇所にアップロードすること。

（三）　試験の一部免除の申請を行う者は、その必要書類を併せて郵送又はウェブサイトを通じ、提出すること。

（四）　所定の受験手数料（税込一万四千三百円）は、独立行政法人国民生活センターが指定する口座（ゆうちょ銀行）に振り込む方法により納付すること。

（五）　郵送により提出する場合、受験申込書等は、簡易書留郵便で送付すること。

（六）　受験申込書及び受験要項は、独立行政法人国民生活センターウェブサイトからダウンロードすること。なお、郵送を希望する場合は、送付先を記した返信用封筒（角形二号、百八十円分切手貼付）を同封して、独立行政法人国民生活センター教育研修部資格制度課宛てに申し込むこと。

（七）　受験申込書及び受験要項の頒布期間は、令和八年四月七日（火）から同年七月三十一日（金）までとする。

八　受験手続の問合せ先

（一）　国民生活センター消費生活相談員資格試験ヘルプデスク

電話番号　〇四七六―三三―七一五八

受験申込書郵送先　二七〇―一三九一　印西郵便局私書箱七号（日本通信紙株式会社内）

（注）　国民生活センター消費生活相談員資格試験ヘルプデスクは、令和八年六月十二日（金）から同年九月十五日（火）まで開設する。

（二）　独立行政法人国民生活センター　教育研修部　資格制度課

電話番号　〇三―三四四三―七八五五

一〇八―八六〇二　東京都港区高輪三の十三の二十二

九　合格証の交付　試験に合格した者に対し、消費生活相談員資格試験合格証を交付する。

十　その他　地震、台風、水害等の災害その他の事情により試験を中止する場合、その旨を、ウェブサイト「消費生活相談員資格試験お知らせサイト」に掲載するとともに、該当する会場における受験を予定している者のうち、受験申込時に電子メールアドレスを登録した者に対し、電子メールを送付する方法により通知する。

○消費者庁告示第八号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和八年六月十五日

消費者庁長官　堀井奈津子